

橋本市規則第 6 号

橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 2 月 16 日

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年橋本市規則第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の下線の部分である。

改正後	改正前
(年次休暇) 第13条 略 第13条の2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間 <u>又は15分</u> を単位とすることができる。 2 略 3 1時間 <u>又は15分</u> を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。)をもって1日とする。 別表第3(第14条関係)	(年次休暇) 第13条 略 第13条の2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。 2 略 3 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。)をもって1日とする。 別表第3(第14条関係)
事由	期間
(1) 略	略
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3)～(15) 略	略
(16) 生後1年に達しない子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度

成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる子を含む。以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定	
--	---	--

	<p>により同日における育児時間をお請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する9歳年度の終了の子が2人以上の場合にあっては、10日)</p>		
(18) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護並びに要介護者の通院等の付添い及び要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)</p>		

る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合			
(19) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間		

別表第4(第14条、第15条関係)

事由	期間

別表第4(第14条、第15条関係)

事由	期間
(1) 生後1年に達しない子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる子を含む。以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭

		<p>和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
		<p>(2) 9歳年度の終了の子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間</p> <p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する9歳年度の終了の子が2人以上の場合は、10日)</p>

		<p>の勤務日が121日以上あるものに限る。)が、その子の負傷、疾病又は疾病予防に伴いその子を看護又は世話並びに感染症に伴う学校の休業等若しくは当該子の行事参加(入園式、卒園式、入学式等)において当該子の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(3) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護並びに要介護者の通院等の付添い及び要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上あるものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)</p>
(1)～(4) 略	略	(4)～(7) 略	略
<p>(5) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は<u>通勤(地方公務員災害補償法第2条の2に規定する通勤をいう。)</u>による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	略	<p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	略

		(9) 会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(6)～(8) 略	略	(10)～(12) 略	略

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。